

工事で発生した廃棄物、適正に処理していますか？



～不法投棄や野焼きは犯罪です！絶対にしてはいけません！～

1. 建設系廃棄物の排出者は元請業者です！

・あなたは元請？それとも下請？

元請業者とは、発注者（施主）から直接工事を請け負った業者のことです。それ以外の者は下請業者となります。

元請業者なのか下請業者なのか、正しく認識した上で作業を行う必要があります。

・下請業者は、元請業者から工事の内容を確認しましょう。

工事の施工に当たり、分別解体等の計画を十分に理解していなければ、適切に作業を行うことができません。下請業者は、元請業者から工事の内容を確認するようにしましょう。

また、後でトラブルとならないためにも、工事の下請負契約を締結するようにしましょう。

・下請業者は、許可なく廃棄物の運搬や処分を行うことができません

建設・解体工事で排出される廃棄物の排出者は元請業者であり、元請業者に廃棄物を適正に処理する責任があります。

下請業者が廃棄物の運搬や処分を行う場合、廃棄物収集運搬業や処分業の許可が必要です。許可なく運搬・処分を行うと、下請業者は無許可営業として、元請業者は委託基準違反として、ともに重い罰則が定められています。

◆違反の例◆

下請業者が排出者として行う処理委託行為
下請業者による運搬、工事現場外保管（無許可の場合）
下請業者による不法投棄、野焼き 等

〔 無許可営業：5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はその併科（法人の場合3億円以下の罰金）
委託基準違反： 同 上 （法人の場合1,000万円以下の罰金） 〕

2. 解体工事に必要な許可・登録は受けていますか？

解体工事を請け負うには、原則として右の区分の建設業許可か、解体工事業の登録を受ける必要があります。（元請・下請を問わず必要となります。）

また、許可や登録の有効期限を常に意識するよう心がけましょう。

（注）請負金額や工事の種類・規模などにより必要な許可・登録が異なります。詳しくは、県土整備部監理課（017-734-9640）へお問い合わせください。

◆解体工事を請け負うことができる建設業の許可区分◆

①土木工事業 ②建築工事業 ③解体工事業※

※ 建設業法改正により、新たに「解体工事業」の区分が設けられました。これに伴い、平成28年6月1日時点で「とび・土工事業」の区分の許可を有している者は、経過措置により、最長で平成31年5月までは解体工事を請け負うことができます。（平成31年6月1日以降は「解体工事業」の許可が必要です。）

3. 分別解体・廃棄物の分別はしっかりと！

・原則として、次のような手順で解体工事を行いましょう。

(手作業のみにより行うか、又は手作業と重機等の機械による作業により行う必要があります。)

(1) 建築物の場合 (①・②については、手作業で行うことが原則です。)

① 建築設備、内装材その他の建築物の部分 (建具、造作材等) の取り外し



(※内装材に木材がある場合は、木材と一体となった石膏ボード等の建設資材を取り外した後で、木材を取り外すこと)

② 屋根ふき材の取り外し



③ 外装材並びに構造耐力上主要な部分 (基礎及び基礎ぐいを除く) の取り壊し



④ 基礎及び基礎ぐいの取り壊し



出典：建設副産物リサイクル広報推進会議

(2) 工作物の場合

- ① さく、照明設備、標識その他の工作物に附属する物の取り外し
- ② 工作物のうち、基礎以外の部分の取り壊し
- ③ 基礎及び基礎ぐいの取り壊し

・「ミンチ解体」は絶対にダメ！

分別解体せずに建築物を重機で一気に壊す、いわゆる「ミンチ解体」を行うと、廃材の多くが混合廃棄物となり、リサイクルできなくなるばかりか、処分に莫大な費用がかかります。不法投棄や不適正処理につながる場合が多い**ミンチ解体は、絶対に行ってはいけません！**

・特定建設資材廃棄物は、適正に分別・再資源化 (リサイクル) 等を行いましょう。

特定建設資材廃棄物として、次の4品目が指定されています。これらは大切な資源となりますので、**適正にリサイクル**しましょう。

[※③ 建設発生木材については、再資源化が原則ですが、縮減 (焼却など) が認められる場合があります。]

① コンクリート塊



② コンクリートと鉄からなる建設資材



③ 建設発生木材



④ アスファルト・コンクリート塊



混ぜれば「ごみ」、分ければ「資源」。分別の徹底を！

4. 廃棄物を排出現場内で保管する場合の基準

- ・廃棄物を現場内で保管する場合、次のことを守る必要があります。
 - (1) 囲いを設け、見やすい箇所に保管場所であることを示す掲示板を設置すること。
 - (2) 飛散、流出、地下浸透、悪臭の発生防止措置を講ずること。
 - (3) 悪臭・粉じん・害虫などの発生防止措置を講ずること。
 - (4) 積み上げ高さ基準の遵守
 - (5) 石綿含有産業廃棄物の場合は他の物と混合しないよう、仕切り等を設けること。(廃石綿等の場合は、さらに梱包する等)

木くずなどの腐敗するおそれのあるものについては、悪臭や害虫の発生、汚水の地下浸透などを防止するため、不浸透性のシートで覆うなど、雨風にさらされないように保管しましょう。

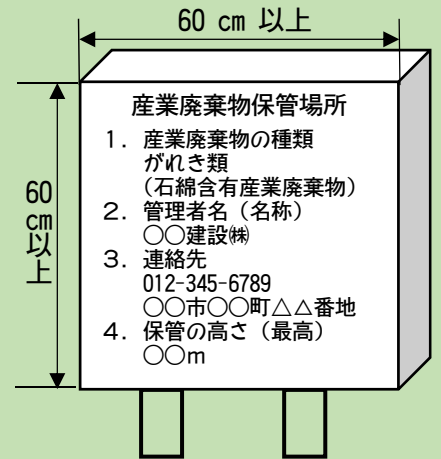
<積み上げ高さの基準（容器に入れず屋外で保管する場合）>

- ① 廃棄物が囲いに接しない場合
- ② 廃棄物が囲いに接する場合



※ 50%勾配 → 約 26.5 度

<掲示板の表示例>

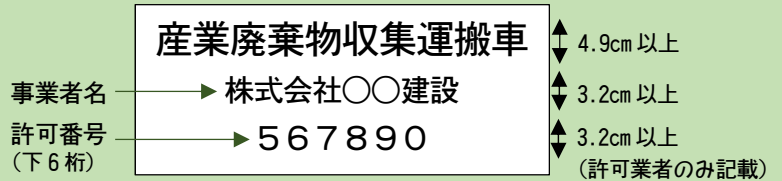


5. 廃棄物を運搬する場合の基準

- ・廃棄物を運搬するときは、次のことを守る必要があります。

- (1) 飛散・流出防止措置（シート掛け等）
- (2) 車両の両側面への表示（右図）
- (3) 必要書類（下表）の携行

<産業廃棄物収集運搬車の表示例>



【許可業者（下請業者）の場合】

産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
 産業廃棄物管理票（マニフェスト）
 電子マニフェストを使用している場合は、マニフェストに代えて電子マニフェスト使用証及び必要事項が記載された書類（携帯端末等ですぐに表示できる状態でも可）

【元請業者が自己運搬する場合】 次の事項を記載した書面

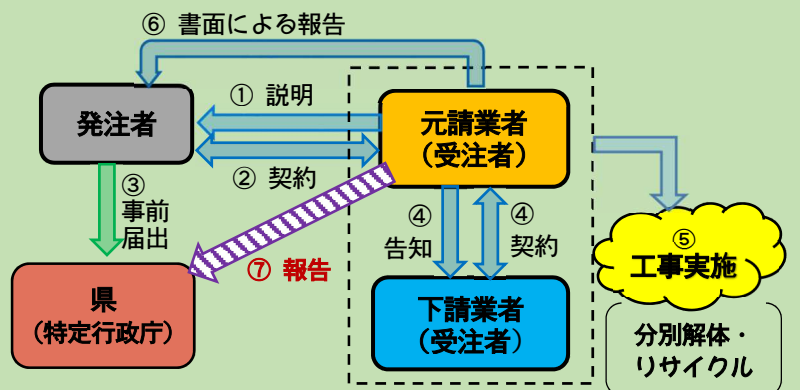
氏名又は名称及び住所
 運搬する産業廃棄物の種類及び量
 産業廃棄物の積載日並びに積載した事業場（工事現場）の名称、所在地及び連絡先
 運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先

6. 建設資材廃棄物の引渡完了報告制度について

建設リサイクル法では、対象建設工事の発注者に対し、工事着手前の特定行政庁への分別解体の計画などの届出を義務付けるとともに、元請業者に対しては、工事により排出された特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了後、発注者へ報告することを義務付けています。

しかし、建設リサイクル法では、対象建設工事終了後に、工事により発生した廃棄物の処理状況を行政に報告する仕組みがなく、実際、自社所有地等で廃棄物処理法上の処理基準等を満たさずに廃棄物を野積みしていたり、不法投棄が行われたりしている例が散見されています。

そこで、建設工事に係る排出事業者である元請業者等が建設資材廃棄物を（特別管理）産業廃棄物処分業者に引き渡したことを報告していただき、建設資材廃棄物が適正に処理されたことを行政が確認することにより、廃棄物の不適正処理の未然防止、早期発見を図ることを目的とした報告制度を平成 29 年 4 月から実施しています。



7. 不法投棄や野焼きは絶対にダメ！

廃棄物の不法投棄や不法焼却（野焼き）は、**重大な犯罪**です！

工事残土などと称して、廃棄物混じりの土砂をそのまま使用する行為は不法投棄に該当します。また、「暖をとるため」などと称して、廃棄物を素掘りの穴やドラム缶などに入れて焼却する行為は野焼きに該当します。

快適な生活環境を守るため、**廃棄物の不法投棄や野焼きは絶対にしてはいけません！**

不法投棄・不法焼却の罰則：5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はその両方（法人の場合3億円以下の罰金）

お問い合わせ先

◎建設リサイクル（分別解体など）に関すること

工事現場の所在地	窓 口		電話番号
東津軽郡	〒030-0943 青森市大字幸畑字唐崎 76-4	東青地域県民局 地域整備部	建築指導課 017-728-0226 企画整備課 017-728-0269
黒石市、平川市、 中津軽郡、南津軽郡	〒036-8345 弘前市大字蔵主町 4 (県弘前合同庁舎 3F)	中南地域県民局 地域整備部	建築指導課 0172-32-3801 企画整備課 0172-32-9700
三戸郡	〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田 7 (県八戸合同庁舎 2F)	三八地域県民局 地域整備部	建築指導課 0178-27-5157 企画整備課 0178-27-5152
五所川原市、つがる市、 北津軽郡、西津軽郡	〒037-0046 五所川原市字栄町 10 (県五所川原合同庁舎 3F)	西北地域県民局 地域整備部	建築指導課 0173-35-2117 企画整備課 0173-35-2118
十和田市、三沢市、 上北郡	〒034-0093 十和田市西十二番町 20-12 (県十和田合同庁舎 3F)	上北地域県民局 地域整備部	建築指導課 0176-23-4398 企画整備課 0176-23-4314
むつ市、下北郡	〒035-0073 むつ市中央 1-1-8 (県むつ合同庁舎新館 4F)	下北地域県民局 地域整備部	建築指導課 0175-22-1231 企画整備課
青森市	〒038-8505 青森市柳川 2-1-1 (青森市役所柳川庁舎 3F)	青森市 都市整備部 建築指導課	017-761-4518
弘前市	〒036-8551 弘前市大字上白銀町 1-1 (弘前市役所 4F)	弘前市 建設部 建築指導課	0172-40-7053
八戸市	〒031-8686 八戸市内丸 1-1-1 (八戸市庁別館 6F)	八戸市 都市整備部 建築指導課	0178-43-2111 (内 4855)

※ 各地域県民局地域整備部について、建築物に関する工事は建築指導課が、その他の工事（土木工事等）は企画整備課が担当しています。

◎産業廃棄物の処理（産業廃棄物処理業の許可など）に関すること

管 轄 区 域	窓 口		電話番号
東津軽郡、上北郡（野辺地町、横浜町、六ヶ所村）	〒030-8566 青森市東造道 1-1-1 (県環境保健センター内)	東青地域県民局 環境管理部 (旧 青森環境管理事務所)	017-736-9292
弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、 平川市、北津軽郡、西津軽郡、中津軽郡、 南津軽郡	〒036-8345 弘前市大字蔵主町 4 (県弘前合同庁舎 1F)	中南地域県民局 環境管理部 (旧 弘前環境管理事務所)	0172-31-1900
十和田市、三沢市、上北郡（七戸町、東北町、 六戸町、おいらせ町）、三戸郡	〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田 7 (県八戸合同庁舎 2F)	三八地域県民局 環境管理部 (旧 八戸環境管理事務所)	0178-27-5111
むつ市、下北郡	〒035-0073 むつ市中央 1-1-8 (県むつ合同庁舎新館 1F)	下北地域県民局 環境管理部 (旧 むつ環境管理事務所)	0175-33-1900
青森市	〒038-8505 青森市柳川 2-1-1 (青森市役所柳川庁舎 3F)	青森市 環境部 廃棄物対策課	017-761-4405
八戸市	〒031-0801 八戸市江陽 3-1-111 (八戸市下水道事務所 3F)	八戸市 環境部 環境保全課	0178-51-6195

※ 弘前市内で行われた工事に係る建設資材廃棄物の引渡完了報告書の提出先は中南地域県民局 環境管理部ですのでご注意ください。

◆このチラシの内容についてのお問い合わせ先◆

分別解体や再資源化などの建設リサイクルに関すること ⇒ 青森県 県土整備部 整備企画課 TEL 017-734-9643
青森県 県土整備部 建築住宅課 TEL 017-734-9693
廃棄物の処理や建設資材廃棄物の引渡完了報告制度に関すること ⇒ 青森県 環境生活部 環境保全課 TEL 017-734-9248

青森県庁ウェブサイトにも関連情報を掲載しています。

環境保全 建設系廃棄物

検索